

第3回
【中野区消防団運営委員会】
『議事録』

令和2年2月7日 開催

【第3回中野区消防団運営委員会】

『議事録』

令和2年2月7日 開催

1. 開 会

○山田（防災担当課長）：本日はお忙しい中お集りいただきまして、まことにありがとうございます。事務局を務めております、危機管理課防災担当課長の山田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから「第3回中野区消防団運営委員会」を開会いたします。

なお、中野区消防団運営委員会傍聴規程に基づき、傍聴希望者がいる場合は、これを許可いたします。

また、本委員会の議事録については、委員に確認の上、中野区ホームページにて公開いたしますので、ご了承をお願いいたします。

傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。

○事務局：おりません。

○山田（防災担当課長）：続いて、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、「中野区消防団運営委員会（第3回）次第」です。

資料1は、「中野区消防団運営委員会答申書（案）」で、これは、4枚物になっております。

資料2は、「中野区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針案について」で、これは、A3判の横版でございます。

資料3は、「第2回中野区消防団運営委員会 各委員からの主な意見」。

資料4は、「中野区消防団の現況」。

この3と4は、1枚物になります。

また、本会の開催通知に同封させていただきました、「第1回中野区消防団運営委員会議事録」については、ご発言いただいた委員名が伏字のものをお送りいたしましたので、明示した資料を改めてお配りさせていただいております。

以上、乱丁、落丁等がございましたらお知らせください。

それでは、議事進行を、委員長である酒井区長にお願いいたします。

2. 議 事

(1) 答申の決定

○酒井委員長（中野区長）：皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、これまで議論を重ねてきましたが、消防団運営委員会の答申の決定ということで、今回は進めさせていただきます。

諮問事項は、「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」についてですが、本日が最終の委員会となるということですので、よろしくお願いたします。

それでは、まず最初に、答申の中身について、中野消防署から説明をお願いいたします。

○後藤（警防課長）：中野消防署警防課長の後藤と申します。よろしくお願いたします。

第1回、第2回の中野区消防団運営委員会の結果を受けまして、事務局では、お手元の資料1の「中野区消防団の組織力を強化するための方策について」の答申書（案）につきまして、最終案を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

それでは、資料2の「中野区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針（案）」について」の内容を参考にしながら、ご説明したいと思います。

消防団は、ご承知のとおり、地震、火災、自然災害等が発生した場合、消火活動や、救出、救助等において、まさに地域防災力の要として期待されております。

一方で、消防団員の確保のための広報活動により、団員の募集活動を積極的に行ってはおりますが、全国的に見ても減少傾向にあります。

まず、資料4、「中野区消防団の現況」についてを見ていただきたいと思います。

一番左側の「所属」のところは、「中野」と「野方」のそれぞれの消防団、「中野区」は、区全体を併せたものです。「4方面」というのは、新宿区、中野区、杉並区を管轄する7つの消防団の集計を示しております。「特別区」というのは、23区のある60近くの消防団がありますが、定員1万6000人に対して充足率は84%でございます。

中野区に関しては、75.4%ということで、平均よりも下回っておりまして、中野消防団は72.0%、野方消防団は78.8%という状況でございます。

東京都が作成しました、2020に向けた実行プランにおいては、2020年度までに、特別区消防団の充足率を90%以上を目標にしておりますが、6%下回っているという状況でございます。

また、消防団員の全国的な減少傾向にかんがみまして、総務省消防庁では、特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を、各自治体に要請してまいりました。

さらに、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても、提案がなされております。

以上のことから、機能別団員のさらなる拡充、組織力の強化を図るため、資料2を参考にご説明いたします。

また、資料3は、「第2回中野区消防団運営委員会 各委員からの主な意見」ということで挙げさせていただきましたので、併せてご説明したいと思います。

まず最初に、資料2の「中野区消防団運営委員会の主な答申内容」の「現状の消防団員（基本団員）」のところをご覧ください。

任務・役割については、ご承知のとおり、消火活動、警戒、防火防災訓練指導、応急救護訓練指導、募集活動等、多岐にわたって、現在の消防団員は活動されております。

階級についても、団長から団員までの7階級ありまして、一定の額の報酬のほか、出勤手当として1回4000円の費用弁償がされているという状況でございます。

また、退職報償金ということで、階級とか年数とかがありますが、例えば、勤務年数が5年以上で10年未満の団員の場合は、20万円支払われているという状況でございます。

また、給貸与品としては、こちらにありますとおり、正服、活動服など、フルに支給されております。

次に、「答申の方向性」についてでございます。

まず、「1. 機能別団員の更なる拡充」ということについてです。

年間を通じて、防火防災訓練、応急救護訓練、消防特別警戒など、活動が多岐にわたっておりますので、機能別団員は、それに特化した活動を行う団員を増やすことによって、基本団員の活動の負担の軽減を図るとともに、消防団員に入りやすい環境をつくるというふうに考えております。

また、機能別団員の出動回数などの数的な条件を示さずに、各消防団長を中心に、各消防団の実情に応じて柔軟に定めていくようにと考えております。

そこで、右側の「対応方針」の上の「1. 機能別団員の更なる拡充のための方針」のところをご覧ください。

基本団員の任務・役割の防火防災訓練、応急救護訓練などのうちの1つ、または複数の活動をやっていただくということを考えております。

位置づけとしては、原則として団本部に配置し、階級的には、限られた活動ですので、基本的には団員で、班長も可能というように考えております。

処遇については、費用弁償は基本団員と同じですが、報酬については、差別化を図るという意味で、基本団員よりは低額にと考えております。ただ、金額的にはこれから検討していくことになると思っております。

給貸与品についても、活動に応じたものに限定することを考えております。

それから、対象としては、前回、特に町会、女性、学生の方ということで、お示ししておりましたが、各委員からご意見をいただきましたとおり、幅広く募集していくということを考えております。

こちらに、「外国籍を有する者も前向きに検討していく」としております。

これについて補足して説明させていただきますと、国の見解は、「地方公務員の職にある、公権力の行使に携わる者は、日本国籍を有しない者を任用することはできない」という見解が示されております。

消防団は、特別職の公務員ですので、防火対象地区の立ち入り検査、火災現場での活動などは、公権力の行使という形になりますので、この条件であれば、外国人は無理でございます。

しかし、消防団員の任命は、東京都の条例事項でございますので、区長の承認を得て、消防団長が決定することになっておりますので、条例上は国籍上の制限はございません。

参考までに、23区内の消防団員の中で、現在まで、日本国籍を有しない者の消防団員はおりません。そういう形ですので、中野区の消防団員の対象者ということでは、いろいろ意見はあろうかと思いますが、外国籍の形も対象者にすることを前向きに検討するという考えでございます。

続きまして、「2. 大規模災害団員の確保」についてでございます。

やはり、基本団員だけでは、大震災などの大規模災害が発生した場合、活動は人数が限られてきますので、マンパワーで活動しなければならないということで、大規模災害が発生した場合のみに活動する団員を確保する必要があるということでございます。

もちろん、いきなり現場に行ってもらって、「はい、やってください」といっても、なかなかできるものではございませんので、年1回以上の訓練はやっていただきますが、消防団員に登録していただいて、そういった事態が発生した場合に出動して、活動していただくということを考えております。

対応方針としては、位置づけは、原則として団本部に配置して、階級は団員または班長というふうに考えております。

処遇については、年間の報酬は支払わないけれども、費用弁償は、1回当たりの活動は基本団員と同等と考えるので、費用弁償は支給します。

給貸与品については、全て支給するものではなくて、基本的には消防団本部に活動服を置いておき、出動する場合に保管場所で貸与するということを考えております。

対象者については、消防団OB、消防庁OB、また、管内の建設関連の方で重機を扱える技能者が望ましいのですが、そういったことに限定しないで、幅広く募集していくということを考えております。

続いて、「3. 組織力強化方策の方向性」についてです。

このための対応方針としては、資格取得制度の拡充ということで、現在も、手話講習、無線従事者資格取得、小型船舶資格取得などを行っておりますが、さらに消防団員が興味を持って、資格取得の要望等があった場合、その取得の支援をしていきたいと思っております。

また、「女性団員活動委員会（仮称）」とありますが、中野と野方を併せて、2割近くの女性が活躍しておりますので、積極的に活動できるように、環境を整備して、訓練、装備品等について、要望等の意見交換を行って、それを踏まえた活動を支援していきたいと考えております。

例えば、中野消防団では、昨年から、「女性消防団員活動委員会」というものを立ち上げまして、女性消防団員の意見を取り入れるための情報交換会を行っております。

実際、英会話研修、手話講習を受けた方が指導者になって、東京2020大会において、警戒を担当することが予想されますので、そのときの準備のために、そういった研修、講習等を行っております。

また、入団促進・退団抑制策ということでは、「声かけによる入団促進」「家庭生活の支援策の推進」「定年の延長・活動休止等」を示しております。

現在、中野消防団等では、声かけによって、実際に数名ですが、入団を希望する方や、手続きをされている方がおられます。

また、いろいろな媒体を使って広報活動をしたことによって、例えば、ポスターを見てということで、入りたいという方もおられます。

それから、家庭生活の支援ということでは、男性、女性に限らず、育児や介護等が発生する状況でございますので、託児所、介護所などの支援策ということが必要になります。我々だけではできませんので、中野区さんの支援も必要になってまいりますので、連携しながら、活動しやすい環境をつくっていきたいと考えております。

それから、定年の延長ということでは、中野と野方の両消防団とも、定年は70歳としておりますが、中野消防団は74歳まで、野方消防団は73歳までということで、まだまだやる気があって、体もしっかりしているという方は、定年延長をやっております。

また、今後は、このように74歳、73歳ということになっておりますが、もっと活動できるという方がおられれば、それをさらに延ばしていくということも、各消防

団の規約に基づいて行うものですので、柔軟に対応していく必要があると思っております。

あと、「活動休止」については、いろいろな立場の方がいらっしゃいますので、「退団」とはならず、一時的に活動を休止して、また出られる環境になった場合は復帰していただくということで、そういう環境をつくっていきたくと考えております。

以上、雑ばくではございますが、答申の内容をご説明いたしました。

なお、参考ですが、23区消防団のうちで機能別団員を採用している消防団はいくつあるかということで、本庁の消防団課に確認したところ、5つの消防団が採用しております。

例えば、世田谷消防団は、56名入団されているそうです。これは、災害以外の訓練指導という立場でやっていらっしゃるということで、主にOB団員だそうです。

退団されたあと、例えば、分団長だった方でも、今度は班長ということで、また入っていただき、副団長だったら部長ということでやっていただくというようなことを聞いております。

また、西新井消防団においては、6名入っておられ、応急救護訓練指導、防火防災訓練指導の立場でやっていらっしゃるということです。

また、向島消防団においては、1名いらっしゃるということです。

あと、神田と葛西消防団については、採用はしたけれども、入団はされていないということです。

それから、地方公務員の消防団員ということでは、23区全体では、約200名の方がいらっしゃるということです。例えば、区役所の職員としては、品川区において3名ほどいらっしゃると思います。

これは参考まででございました。

以上、中野区消防団運営委員会の答申案についてのご説明でございました。

○酒井委員長：ありがとうございました。

それでは、今のご説明についてご質問、ご意見等がありましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

内川委員、どうぞ。

○内川委員：先ほど、中野区消防団の現況というものが示されまして、中野区では、4方面の中でも一番低い、特別区の中でも一番低い充足率ですが、高いところと中野の差というのは、何か具体的にありますか。

○後藤（警防課長）：一番低いというわけではありませんが、

○内川委員：平均からは低いですね。

充足率の高い消防団と中野区ではどのような違いがあるのでしょうか。

○後藤（警防課長）：例えば、丸の内は、定員が100名に対して105名で、105%の充足率ということになっています。

また、日本橋は、150名の定員に対して151名ということで、100%を超えています。

○内川委員：何が功を奏して、それだけ多くの人が入っているのでしょうか。

○後藤（警防課長）：恐らく、企業、事業所の方々が入られて、夜は自宅に帰られますが、昼間だけ活動していらっしゃるのではないかと思います。

また、豊島は、220名の定員で235名で、106%となっていますが、救命士の学部を持っている大学がありまして、救命士の方はその資格を活かしたいということで、消防団に入っていると、東京消防庁としても積極的に採用してみたいというところはあろうかと思えます。

そういったところで、学生が手を挙げていますが、一、二年活動して、やめると、また新しい学生が入ってくるという流れになっているということです。

○内川委員：そうすると、中野区してはまねがなかなか辛いような状況もあるわけですね。

○本多委員：ちょっといいですか。

○酒井委員長：どうぞ。

○本多委員：これは充足率でして、100%といっても、出てこない団員もたくさんいるはずなんです。

そういう意味では、酒井（たくや）委員がおられるところですが、中野の第6分団では、ある行事で出勤率が100%でした。人数は少ないけれども、出勤率が100%ですから、私はそっちのほうがすばらしいことじゃないかと思っております。

充足率だけ考えていても、名前だけは入っているという団員も結構いるということですので、充足率は余り関係ないということも言えるのではないかと思います。

○後藤（警防課長）：今のお話のように、中野と野方の消防団につきましては、充足率は低いですが、活動は充実しているということは、本庁の消防団課の担当者も理解しているところでございます。

少ない人数ではありますが、積極的にいろいろな活動をしているということでございます。

○内川委員：あと、全体も申し上げましたが、基本団員と機能別団員には差をつけるというか、基本団員に対して何らかのインセンティブを絶対に残さないといけないと思っております。

この資料を見ると、費用弁償は同額だけれども、報酬は基本団員より低額となるということ、余計な心配かもしれませんが、今までの基本団員が機能別団員のほうに流れてしまうということがあるのではないかと思います。

○後藤（警防課長）：先ほどお話ししましたとおり、世田谷消防団には機能別団員が56名いらっしゃいますが、担当者の方に聞いたところ、基本団員からの不平、不満等は出ていないということでした。

あと、この答申書の中に盛り込んではおりますが、現職の消防団員に説明して、納得していただいた上で入ってもらうということにしないと、そういった不平、不満が出てくると思います。

また、任命するときには、「あなたはこういう機能別の仕事をやっていただく」ということで、任務と役割を明確にしておくということを、事務局としては考えております。

○内川委員：それと、大規模災害団員の対象者は、消防団と東京消防庁OBとなっておりますが、現役の消防団員は、退職すると、自動的に大規模災害団員になるということですか。

○後藤（警防課長）：いえ、違います。

現役の消防団員はあくまでも団員ですので。

○内川委員：希望するOBの方は誰でもということですね。

○後藤（警防課長）：はい。

前は、重機を扱う資格を持った方とかOBの方とかという限定をしておりましたが、今回はそういった制限を撤廃しまして、希望する方を対象にしていくということにしております。

○内川委員：それと、機能別団員のほうに戻りますが、入団するときの年齢についてです。

若い人のほうがいいと思いますが、これ以上の年の方はどうかということもあるかと思えます。その辺はどうなのでしょう。

○後藤（警防課長）：18歳以上で、やる気があって、体が丈夫な方というのが、条件になっています。

ですので、中野消防団では、70歳の定年がございますので、それ未満であれば採用ということで考えております。

○内川委員：わかりました。ありがとうございます。

○酒井委員長：ほかにいかがでしょうか。

酒井委員、どうぞ。

○酒井たくや委員：ちょっと教えてください。

23区の中で、機能別団員を先行的に行っている消防団の中で、一番早くからやっているところはどこでしょうか。

○後藤（警防課長）：申しわけありません。どこが一番早かったかというのは、調べていないので、今はわかりません。

○酒井たくや委員：それで、先ほど、機能別団員が結構いらっしゃる区もありましたが、例えば、機能別団員から基本団員にというのは可能ですよね。

○後藤（警防課長）：はい。

○酒井たくや委員：他の自治体でも、この機能別団員の位置づけは、団本部に配置となっていますか。

○後藤（警防課長）：そうですね。そのように聞いております。

○酒井たくや委員：イメージとしては、それぞれの分団のところの住所の活動に参加するような感じになるのでしょうか。それとも、団本部の催しに参加するのでしょうか。

○後藤（警防課長）：団本部に配置ということで、各分団に配置とはなりませんので、逆に、いろいろな方面に出ていくということになります。

○酒井たくや委員：そこで、一つの考え方で、各分団で機能別団員になると、地域でのつながりができるので、そういう中で、さまざまな行事で少し余裕が出てきたときに、機能別団員から基本団員になったりとか、それから、災害があったときに、より

連携ができることを考えると、この機能別団員の位置づけというのは、「原則として」とは書いてありますが、もっと柔軟であっていいのかなという感じを持っているんですが、

○酒井たくや委員：おっしゃるとおりで、「原則として」と入れていますのは、分団のほうにも配置できるような仕組みにしているからでございます。

○酒井たくや委員：わかりました。

それと、「外国籍を有する者を前向きに」ということですが、23区の中では、現在はありませぬということでした。

ただ、全国的に見ると、外国籍の消防団員の方がいらっしゃるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○後藤（警防課長）：23区だけしか調べていませんでしたので、全国的なところはわかっておりませぬ。

ただ、国の見解はそういう状況でしたので、いないのかなとは思われますが、

○酒井たくや委員：ただ、可能だと判断すれば可能だということですから、これだけ外国籍の方が増えている中で、どうするかということがありますので、「前向きに検討していく」ということでは、スピード感がないのかなという気がしましたので、ちょっと確認させていただきました。

結構です。ありがとうございました。

○若林委員：いいですか。

○酒井委員長：どうぞ、若林委員。

○若林委員：酒井たくや委員が話した内容と逆というか、先ほど、消防団長の本多委員がおっしゃったとおり、実際に出てきていない基本団員がたくさんいるわけです。

そういう基本団員がいる一方で、今回の機能別団員になった方のほうが出てくるものが多くなるということも考えられると思うんです。こういう差も出てくると思われます。

そうすると、機能別団員で入った方から、「あの人は全然出てこないのに報酬ももらっているよね」という話にもなりかねないと思います。

消防団員というのは、自主退団しかないわけですから、その辺の振り分けを今後考えていかないと、機能別団員を入れるにあたって、そういった逆の問題も発生してくるのではないかと考えています。

ですから、その辺も考えていかないといけないと思うんですが、どうでしょうか。

○後藤（警防課長）：おっしゃるとおりです。わかりました。

○酒井委員長：ほかにいかがでしょうか。

西沢委員、どうぞ。

○西沢委員：資料4の「中野区消防団の現況」についてです。

消防団の組織力をはかる指標として、充足率以外に、先ほど、第6分団は全員出動したというお話がありましたが、そういう出動率というようなものが、データになっているのでしょうか。

○後藤（警防課長）：はい。ございます。

手元に今はございませんが、そういう形でまとめているものはございます。

○西沢委員：データとしてはあるけれども、例えば、簡単に言うと、充足率が高いところはどこかということはわかるけれども、「組織力がすぐれているところはどこか」というものを、総合的に判断する指標というものはあるのでしょうか。

○後藤（警防課長）：それはございません。それぞれのところにはあるかと思いますが、公にしているものはございません。

○西沢委員：統計資料としてはあるけれども、それを指標として総合的に評価したものはないということですね。

○後藤（警防課長）：はい。

○西沢委員：私は、第1回も第2回も欠席してしまったもので、この答申書（案）については、議事録を読ませていただきました。

この答申書（案）で決定することに異議はありませんが、要するに、一言で言うと、本末転倒にならないようにしてほしいと思っております。

東京都の長期計画で、鈴木知事のときに出したものは、9割を目標にしていたと思うんです。

ですので、機能別団員とかをうまくつくって、充足率だけを上げようということではなくて、そもそもは組織力強化ということですから、現場の中野、野方の両消防団員の皆さんから、「こういう制度を使っていこうよ」とか、「機能別団員を入れていこうよ」という声を上ってきて、ようやく決まってきたということではないので、上から下りてきたものを、みんなで議論しているような感じがしています。

だから、懸念がいっぱい出てくるということですので、本末転倒にならないように、もちろん、答申として決めていくことに異議はありませんが、そういったことも懸念されるということ、議事録に残しておいていただきたいと思います。

○後藤（警防課長）：わかりました。

○酒井委員長：そのほかいかがでしょうか。

荒木委員、どうぞ。

○荒木委員：数という話が今ありましたが、ライフスタイルというものがいろいろありまして、子育て中とか、子育てしながら介護もしているという方もおられます。

そういう意味において、7ページの(2)のところに、「中野区と連携し、ベビーシッター、一時保育、訪問介護やデイサービスなどの民間サービスを活用し、利用に際し

での補助金制度を導入することなどを検討する」と記載していただいたことは、本当にありがたいと思っております。

前にも、女性の委員の方からもお話がありましたが、中野消防団は20%が女性ということで、割と多いほうだというお話でしたが、それが減っていかないように、女性が活動していきやすい制度をつくっていただきたいと思っております。

現代のライフスタイルに合った組織のあり方ということも、検討されたと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○内川委員：追加でよろしいですか。

○酒井委員長：どうぞ。

○内川委員：野方消防団に、区の職員さんが2名入られたということですが、

○酒井委員長：正式にはこれからと聞いてはいますが、希望者が2人出てきたということは聞いています。

○内川委員：委員長がお声がけしていただいてということですね。

○酒井委員長：私だけではなくて、防災課長が頑張りましたので、ようやく。

先ほど、品川区では3名というお話が出ましたので、中野区は今回2名ということになりました。

○内川委員：中野と野方の両方で16分団ありますので、最低でも1人ぐらいずつということで、区のほうで目標を16名ということをつくっていただければと思います。

○酒井委員長：今回「入る」と言っている1人は、若宮に住んでいます。もう1人は、住所が練馬なんですので、どこに入るからこれからだと思うんですが、いずれにしても、活動の内容もちゃんとリサーチして、「入っても大丈夫。しっかり活動していますよ」というような実績をつくって、さらに増やしていきたいと思っております。

ようやくスタートしたというところですので、これからを期待していただきたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

白井委員、どうぞ。

○白井委員：答申書（案）の7ページの、先ほどの荒木委員がおっしゃった部分についてです。

「中野区と連携し、ベビーシッター、一時保育、訪問介護やデイサービスなどの民間サービスを活用し、利用に際しての補助金制度を導入することなどを検討する」となっています。

これは、「中野区と連携し」となっていますので、委員長にお伺いするしかないと思いますが、区のサービスで今あるものを利用して、それに対して消防団のほうから、利用の助成をするという制度設計を検討するということでしょうか。それとも、区側として、新たなサービスの構築を視野に入れての話なのでしょうか。

この辺の「検討」というところでの方向性があるのであれば、答申に書かれていますので、何を意味しているのかがわかればお伺いしたいと思います。

○酒井委員長：具体的に中野区が現在持っている制度にそのまま乗っかるという話ではないと思います。

○山田（防災担当課長）：現在持っている制度の中で、もし使えるとすると、例えば、一時保育だとか、ファミリーサービスとかをやっていますが、ただ、そこには、費用が発生しますので、

○荒木委員：東京都においても、ベビーシッターのあり方等を検討していますので、そういうものも使っていくような補助制度というものを、都のほうにも出しています。

それを、区と連携していければ、ますますいいと思っております。

○酒井委員長：区の既存の制度でという話も出ましたが、今は対応できないものもありますので、区と東京都が、方向性としては、家族などの支援に役立つような形で検討していくということにできればと思います。

ほかにいかがでしょうか。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員：「こういう機能別団員ができますよ」ということを、今後どのように周知していくようになるのでしょうか。どう知らせていくかということが大事かと思いますが、それは、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○後藤（警防課長）：例えば、中野と野方の消防団のホームページを使って、この制度があることを掲載するとかもあります。これは、中野区はもちろん、東京都全体で動くような形になると思いますので、東京消防庁のホームページにも掲載することになると思います。

あとは、ポスター等での広報とかもありますが、具体的には今ははっきり決まっていますが、方向性としてはそういう形になろうかと思います。

○浦野委員：先ほど、ほかの委員の方から、機能別団員と基本団員の報酬の問題とかいろいろな課題が今後出てくる可能性があるというご指摘がありました。

それはそうだろうと思うんですが、まずは、この機能別団員をこれからやっていく上では、広く知らせていくということがすごく大事なことだと思いますので、いろいろな機会を捉えて、ぜひやっていただきたいと思います。

あと、この答申書（案）の6ページの「2. 入団促進・退団抑制策」のところです。

消防団員の方が、自分が住んでいる地域の人や知り合いの方に声かけをしていくということが、今でも多いと思いますが、例えば、この間、野方消防団でフェスタをやりましたよね。

あのときは天気が悪かったですが、小さいお子さんを持ったご家族の方が多かったですので、ああいう形で関心、興味を持っていただくようにするということは、非常にいいことだと思っています。

もちろん、それが一か月後、二か月後に、すぐには結びつかなくても、長い視野で見えていったときには、ああいう活動はすごく大事だなと思いました。

参加している方々の層を見ると、もちろん、地元の町会の方々がおられましたが、そうではない方が結構多かったなという感じがしましたので、とてもいい取り組みだと思いました。

消防団の方々は大変な中で、そういう広報の活動もやっていくということは、本当に大変だと思いますが、いろいろな機会の中で裾野を広げていく活動をしていくことが、非常に大事なことだなと思いました。

○後藤（警防課長）：ありがとうございます。

○酒井委員長：昨年、区報で特集を組ませていただいて、消防団員の活躍ぶりを取り上げました。あれも継続的にやっていきたいと考えております。区としても広報を頑張っていきたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろなご意見を今いただきましたが、今回の「消防団の組織力を強化するための方策」ということで、機能別団員、大規模災害団員の議論も始まったということをございます。

ですので、「本末転倒にならないように」というご意見も出ましたが、組織を強化する方策の一環としてのものであるということ、基本に据えまして、今後取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、この答申書（案）をもって、中野区消防団運営委員会の答申と決定してよろしいでしょうか。

[全員賛成で承認]

ありがとうございます。

では、そのように決定いたします。

（２）その他

○酒井委員長：それでは、「(2)その他」についてですが、委員の皆さまから何かご発言はありますでしょうか。

○内川委員：ちょっとよろしいですか。

○酒井委員長：どうぞ。

○内川委員：消防団には直接関係ないことではありますが、きょうもマスクをされている方が非常に多いです。

今は新型コロナウイルスが非常に蔓延してきたいますが、消防署さんのほうでは、これに対して何か特別な体制を何かとっておられるでしょうか。

○中村委員：窓口では、職員は、原則としてマスクをして対応するようにしておりますが、「こういうわけですから、職員はマスクをして対応させていただいております」ということを周知しております。

それから、マスクに予備があれば、来庁された方々にも、「このマスクを使ってください」と言えるのですが、それができないものですから、消毒液はまだあるので、「ぜひ消毒をお願いします」ということをやっております。

あと、庁全体としては、中野にはラッサ車がありますので、あれをいつでも運用できるように、指令が来れば運用できるように、整備して、置いています、

○内川委員：じゃ、特別な体制は特にとっていないということですね。

○中村委員：そうですね。はい。人員的には特別な体制はとっておりません。

○酒井委員長：そのほかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご発言がなければ、議事を終了いたします。ありがとうございました。

○山田（防災担当課長）：委員長、どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○山田（防災担当課長）：それでは、以上をもちまして、第3回中野区消防団運営委員会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

（了）